

平成29年8月21日

八戸市議会
議長 立花 敬之 様

総務常任委員会
委員長 豊田 美好

視 察 実 施 報 告 書

本委員会は、次のとおり委員を派遣し、調査視察を実施したので、平成29年度行政視察等実施要領第2（3）の規定により報告します。

- | | |
|--------------------|----------------------------------------------------------------------------------|
| 1 日 時 | 平成29年7月24日（月）～7月26日（水） |
| 2 場 所 | 株式会社北九州家守舎、福岡市 |
| 3 調査事項及び
調査結果概要 | 別紙のとおり |
| 4 派遣委員の氏名 | 豊田 美好
古 舘 傳之助
久 保 百 恵
日 當 正 男
苫米地 あつ子
夏 坂 修
田名部 和 義
坂 本 美 洋 |

- 1 調査地 福岡県 北九州市（株式会社北九州家守舎）
- 2 調査事項
リノベーションまちづくりについて
- 3 説明者 株式会社北九州家守舎 取締役 片岡 寛之 氏

4 視察内容

○ 北九州市の人口の推移

- ・ 1961年（昭和36年）・・・1,000,016人
- ・ 1979年（昭和54年）・・・1,068,415人
- ・ 2005年（平成17年）・・・993,525人
- ・ 2015年（平成27年）・・・958,215人

これまでは、人も増え、まちもどんどん大きくなる局面にあったが、これからは、人は減り、まちも小さくなっていくということで、前提条件が真逆となることから、今までは当たり前だった制度や仕組みに、今後は不具合が生じてくると考えられる。

○ 北九州市のエリアごとの変遷

・ 門司港エリア

昭和初期は貿易の拠点として栄えており、まちにアーケードが作られ、人がごったがえしていたが、現在は、門司港レトロなど、観光地としての開発に変わってきているほか、高齢化が進み、周辺には斜面住宅地が広がっている。

・ 中島エリア

商業エリアである魚町周辺と、市役所や区役所がある公共のエリアを取り囲むようにして、帯状に住宅地が形成されている。現在は、幹線道路沿いにマンションやコンクリート系のビルも建ち並んでいるが、長屋のようなふるい木造の戸建て住宅が点在している。

・ 八幡エリア

八幡製鉄所があったところで、最盛期は7万人弱が働いていた。比較的立地条件のよいところには社宅が建ち並んでいたため、山の斜面に住宅が建ち並んでいる状況であった。現在は新日鉄となり事業が縮小されたため、社宅部分は分譲住宅となっているが、斜面住宅地では空き家がどんどん発生してきている状況となっている。

・ 黒崎エリア

駅の北側が工業地帯、南側がアーケード街で、工場地帯には町工場がたくさんあり、1970年前後から西側で宅地開発が進んできた。現在は町工場がどんどんなくなってきており、敷地の小さいところは空き地に、大きめなところは分譲住宅となっている。アーケード街では人がほとんど歩いていないような状況となっている。

いずれのエリアも産業構造の変化で、まちに求められる役割が変わってきているのに、それに対応できていないのが現在の状況であると考えている。

また、八幡製鉄所（新日鉄）の事業縮小による社員数の減により、質の高い雇用が失われてしまったことが、小倉や黒崎の商業にかなり大きな打撃を与えたと考えている。

○ 小倉家守構想の策定

- 2010年7月 小倉家守構想検討委員会設置
- 2010年10月 第1回小倉家守講座
- 2010年11月 第2回小倉家守講座
- 2011年3月 小倉家守構想策定

「家守（やもり）」とは、江戸時代における長屋の大家のことで、借地管理、家賃徴収、店子の生活面の面倒など、地区のマネージャー的な雑事を行っていた。

現在版家守は、行政、地域住民等と連携し、建物管理や入居者支援等により、総合的な地域づくりを行うもの。

○ リノベーションまちづくりにおける4つの骨格

① 都市政策

2011年に策定された小倉家守構想では、遊休不動産の解消と質の高い雇用の創出を大きな目標として掲げており、「やれることからすぐに始める」「スモールエリア」などのキーワードがちりばめられている。

空き家だらけのまちということは、逆に考えれば、変化する可能性に満ち溢れているということであり、どのエリアにどれだけ空き店舗・空き家があるかを示す空き家マップのことを、実際はポテンシャルマップと呼んでいる。

地方都市には様々な経営課題があるが、何かひとつのことによって、いくつかの経営課題を解決するというところで、北九州の場合はリノベーションまちづくりによって、遊休ストックの増大、雇用の創出、コミュニティ問題を一気に解消し、エリアの価値を高め、持続的な都市計画とすることを目的に取り組んできている。

ただし、リノベーションという行為はあくまで手段であり、別の方法で課題が解決できるのであればリノベーションである必要はないため、成功事例として持ち帰って真似しようとする場合は、手段が目的化しないように意識する必要がある。

② リーディングプロジェクト

2011年6月 「メルカート3番街」「フォルム3番街」オープン

リーディングプロジェクトとしてリノベーションした中屋ビルは、RC造5階建ての部分と木造2階建てがつながった構造で、13年間放置されており、Z判定（どうにもならない）という判定がされていた。

メルカート3番街は、家守構想が策定される前の段階から、代表の嶋田洋平氏が構想の検討と同時施工で手がけており、約半年でオープンしている。

当初は、クリエイターと呼ばれる30代から40代前半の方々と、お花、カフェ、照明、デザイン、美容室など、様々なお店が入っており、半年の期間で10店舗の新規事業者がお店をオープンしたのは相当なインパクトであったと考えている。

このプロジェクトの一番のポイントは、ビルのオーナーである梯氏がこの提案を受け入れてくれたことが大きい。

通常の改修工事は、規模や内容によって金額を計算するが、そうではなく、入居者がいくらぐらいの賃料なら入居するかを事前に聞き取り、5年以内に投資回収できる金額

の範囲内で改修工事をしている。

フォルム3番街についても、メルカート3番街と同じタイミングでオープンしているが、こちらはレンタルオフィスとして月1万円程度で募集をただけで、あっという間に10組が集まった。

初期投資は10万円から20万円程度で、仕切りの壁を作っただけで、机や椅子については元々入居していた婦人服のお店のバックオフィスで使ったものを再利用していたため、2ヶ月で投資回収した後は、スペースを広げ、現在はアーティストの工房としても使われている。

2012年4月 「ポポラート3番街」オープン

中屋ビル2階の150坪くらいの空きスペースで、手作り雑貨などのショップ兼アトリエのような感じで、開業当初は17区画で70名くらいの人が入っていた。

2階という使い勝手の悪さもあり、普通であれば、そのような広いスペースをどこか1カ所に貸すのはほぼ無理だが、小区画を作り、お店がたくさん入るような工夫をしている。

また、代表である嶋田氏の父は家守として、元々中屋ビル1階の運営をしており、このプロジェクトの実施にあたり、様々なマルシェやマーケットに足を運んで連絡先リストを作成していたことが、起業する人を集める際の大きなポイントとなっている。

③ 推進エンジン

2011年8月 第1回リノベーションスクール@北九州開催



2017年3月 第12回リノベーションスクール@北九州開催

リノベーションスクールは、事業計画を作ってビルの所有者に提案し、事業化することで、実際に細工した建物が起爆剤となり、そのエリアの価値を高めるような効果を生み出すことを目的としている。

北九州の場合、期間は4日間で、受講生が4人1チームとなり、専門家のレクチャーを受けていろいろ話し合いながら事業計画を作っている。

地元の商店街関係者や役所、大学など、いろいろな人が関わっており、スクールの参加者がネットワークを構築し、様々なプロジェクトが動き出すことによって、人材の輩出、プロジェクトを通じた産業の集積といった効果が得られており、北九州の場合は全12回が開催されている。

小倉への波及効果は、2017年4月時点で、新規雇用者が527人、新規創業者が237人となっている。リノベーションスクールの運営には補助金をいただいているが、プロジェクトに関しては一切補助金を受けていないことから、企業誘致と比較しても費用対効果は十分であると考えている。

④ 事業化主体

2012年4月 株式会社北九州家守舎設立

家守舎設立の経緯として、第1回リノベーションスクールのあと、反省会や次回以降

の話し合いを何度かしている中で、いい内容で面白いが、結局は実案件化できずに何も残らないのではないかという話になり、会社を設立する運びとなった。

家守舎の役割として、不動産オーナーとビジネスオーナーがダイレクトにつながる機会が少ないことから、その2つを繋ぐ役割を請け負っている。

特徴として、守備範囲の違う4人の代表で会社が構成されており、嶋田氏は設計、遠矢氏は飲食店経営、片岡氏は大学講師、青木氏は不動産業とそれぞれ異なる分野で本業を持っている。また、意思決定が早い、フットワークが軽い、企業で稼いだお金でまちに細工することが特徴として挙げられる。

課題として、設立当初は前例や実績がなかったことから、資金調達が困難だったことが挙げられる。

○ 小倉駅・魚町のリノベーション事例

2012年10月 「MIKAGE1881」オープン

雑居ビルの5階部分を、ITやデザインなどのクリエイターのためのスモールオフィス兼コワーキングスペースとしてリノベーションしたものの。

2012年11月 「三木屋」オープン

2階建ての日本家屋と中庭で、レンタルスペースとして事業を開始したが、現在はオーナー自らカフェの営業を行っている。

2014年10月 「クッチーナ・ディ・トリヨン」オープン

魚町サンロード商店街に面した空き地で、コンテナを利用したイタリアンバーをオープン。ウッドデッキは北九州市と環境モデル都市の連携協定を締結した熊本県小国町から提供されたものを使用している。

2015年9月 「Hostel and Dining Tanga Table」オープン

6階建ての4階部分で、元は学習塾として使用されていたスペースに、キッチン付ホテル&レストランをオープン。宿泊スペースとして、2段ベッドが並んでいるが、個室も3部屋用意されている。

○ 家守舎が考える将来像

人口増加、都市拡大の局面に合わせて作られたこれまでの仕組みや制度を、まちに求められる役割に合わせて変えていくには、まちのコンテンツを変えていく必要がある。

商店街再生のモデルとして有効だと信じられてきた取り組みは、全国の市街地で一向に功を奏していないのが実態で、北九州家守舎は、既にそこにある歴史を持ったまちと、人々の思いの宿った既存の建物という空間資源を最大限活用し、リノベーションを行い、これまでになかったようなサービスや市民活動の拠点などをバランスよく挿入していくことで、エリア内の回遊人口を増やし、自然に商業が再興する手法を採用し、まちの全てのリソースを使いこなしたまちづくりを目指している。

5 質疑応答

- Q. 建物のリノベーションにより、お客さんの数や商売にはどの程度影響があったのか。
- A. 一番の変化は、空き店舗がほとんどなくなった上に、新しい建物まで建つようになったことである。歩行者通行量としては、1割ちょっと増えている。
- Q. 建物の築年数は何年か。また事業者は何年契約で事業を行っているのか。
- A. 築40年から50年のものが多い。家守舎とビルのオーナーとの間では5年単位や10年単位でやりとりしており、お客さんが定着してきたらオーナーに引き渡して、そのまま運営していただくのが理想と考えている。店舗ごとの契約内容は全て把握してはいないが、基本的には1年契約で自動更新されているものと思われる。
- Q. 行政はどのような部分に関わっているのか。
- A. 規制を緩和して、解釈し直すということをしてもらっている。また、普通であれば手続であちこちに行かなければならないものを、担当部署が一手に引き受けて、庁内の調整をさせていただいたりしている。
補助金については、リノベーションスクールについてのみ。シェアハウスを作る際、融資制度を作ってもらったが、プロジェクトでは直接的にお金をもらったものはない。
- Q. 学生とプロジェクトとの関わりというものはあるのか。
- A. ポテンシャルマップの作成、リノベーションスクールの運営スタッフ、お掃除ワークショップへの参加など、要所で関わってもらっている。関係した会社への就職件数はそんなに多くないが、趣味として活動を続けている人はあると思う。
- Q. 空き店舗の取り扱いが主との説明であったが、空き家の活用への展開は考えているのか。
- A. 人的な要因もあり、家守舎で空き家まで手がけるのは厳しいと考えるが、今後、同じような活動をする会社が増えてくれば、空き家の活用をするところも出てくるのではないかと考えている。

6 所感

中心市街地の衰退は全国的喫緊課題である。当市においても、平成20年7月に内閣総理大臣の認定を受け「第1期中心市街地活性化基本計画」により、種々の事業に取り組み、とりわけ「はっち」建設が起爆剤となり、衰退傾向に歯止めがかかり、それが功を奏して、民間事業者による空きビル再開発が発表される等、それらのことにより、平成25年3月には、「第2期八戸市中心市街地活性化基本計画」が認定され、現在も引き続き推進されている。しかし、まだまだ以前のような賑わいには及ばず、空き店舗が目立っている現況である。そのような中、「北九州・イノベーション」と掲げ、リノベーションまちづくりに取り組んでいる(株)北九州家守舎の「小倉家守構想」に学び、当市の中心市街地活性化に役立てたいというのが視察目的である。

事業内容については、報告のとおりであるが、まず、家守という意味が、江戸時代、地主にかわって長屋などを管理した職業の呼び名であり、店子の相談に乗り、庶民の暮らしを助ける存在と知った。

それを現代版家守として、行政・地域住民と連携して、建物管理や入居者支援等を行い、まちの再生に取り組む者と位置付けしている。

まず、特徴として挙げられるのは、不動産オーナー、ビジネスオーナー、大学講師、設計士の異分野の4人が本業を持ちつつ、この事業で稼いだお金でまちづくりにチャレンジしたことであろう。また、北九州のエリアごとの変遷と役割を分析し、この事業に取り組んでいたことである。

遊休不動産解消と質の高い雇用創出を目的として、多くのスペースをリノベーションしているが、中でも驚いたのは、ビルの4階のフロア、元学習塾として使用されていたスペースにキッチン付ホテル&レストランをオープンさせていて、外国人が多く利用していたことである。

また、特筆すべきは「リ・イノベーションプロジェクト 2011」として、リノベーションスクール創設、持続的な人材輩出、連続的なプロジェクト創造を目指し実行していることである。

リノベーションによる創業・新規雇用者 385 人、1 日平均の歩行者数が、平成 21 年から平成 25 年で約 3 割増加という実績を見ても、この事業がまちづくり活性化に寄与していることが読み取れる。

視察後の感想として、不動産オーナーと新規ビジネスオーナーをつなぐ中間組織としての北九州家守舎の役割と行政の役割とが連携して生かされ、まちづくりが推進されていること、起業しやすい環境（高額な初期投資が必要でない仕組み等）を提供してあげることがキーポイントであることは明白である。

そして最後に「空き家だらけのまち」ということは、逆に考えれば変化する可能性に満ちあふれているということであるとの言葉に触発され、当市の中心市街地活性化にも、明るく前向きに取り組まねばと考えさせられた有意義な視察であった。

1 調査地 福岡県 福岡市

2 調査事項

福岡市共働事業提案制度について

3 説明者 市民局コミュニティ推進部 市民公益活動推進課 課長 花田 絵里 氏
企画推進係長 藤原 美樹 氏

4 視察内容

○ 制度創設までの経緯について

・ 平成 15 年「福岡市 新・基本計画（第 8 次基本計画）」

総論に『果敢に挑戦する自治と自立の都市』を掲げ、その中で、新たな社会の担い手である NPO の活動を活発にし、さらに「企業、大学、行政を含めたあらゆる主体が適切な役割分担とパートナーシップのもとで共働する市民自治の実現を目指す」と明記した。特徴的なものとして、通常「協働」の文字が使われるところを、福岡市では、お互いに知恵も力もお金も出し合って、対等な立場で共に働くという意味も込めて、「共働」という言葉を使っている。

また、計画各論の『政策目標 3 地域コミュニティを活性化し、住民自治・地方自治を推進する』という項目の中で、NPO 活動の促進、市民参画、共働の推進として、次の 3 つが掲げられている。

- ① NPO・ボランティア交流センターの活用
- ② 市民公益活動条例（仮称）による活動支援
- ③ NPO パートナーシップ事業の展開

・ 平成 19 年度 制度創設に向けた協議

「福岡市市民公益活動推進審議会」の中に「共働事業提案制度検討部会」を設置し、制度創設に向けた具体的な検討会を 4 回開催。平成 19 年 10 月 31 日に、「共働事業提案制度の導入に関する提言」が出された。

※ 福岡市市民公益活動推進審議会

福岡市市民公益活動推進条例の規定に基づき設置され、市長の諮問に応じ、市民公益活動の活性化に関し必要な事項を調査審議し、その結果を市長に答申することを位置付けている附属機関。

・ 平成 20 年 4 月 1 日 共働事業提案制度の創設

「共働事業提案制度の導入に関する提言」を受け、「福岡市共働事業提案制度」が創設となる。

○ 制度概要について

・ 制度の目的

NPO 等の発想を生かした提案を募集し、NPO 等と市の共働による相乗効果を発揮することで、市民に対してきめの細かいサービスを提供するとともに、地域課題の効果的・効率的な解決や都市活力の向上を目的とする。

期待される効果として、行政側としては業務の効率化、共働意識の高まり、NPO 側

としては、NPOの認知度・信頼の高まり、行政と組むことによる組織の基盤強化が期待でき、両者の強みを合わせて新たな取り組みが行われることで、市民サービスの向上、地域課題の解決といった効果があると考えている。

・ 制度の具体的な流れ

- ① NPOの発想を生かした事業提案を募集・審査（採択）
- ② NPOと市が「実行委員会」を組織し、共働で事業を実施
- ③ 事業終了後に公開の報告会を実施（広く市民にお知らせする）
- ④ 事業成果や評価結果を公表（市のホームページで公表、公開）

○ 制度のポイント

・ 「対等な立場」ですすすめます

市役所の 独自の領域	委託	共催 (共働事業 提案制度)	後援	NPOの 独自の領域
			補助 助成	
A	B	C	D	E

委託（B）…本来市が行うべき事業を市が作成した仕様書に基づき、契約によりNPOに委ねること。（責任は市にあり、NPOの意見は中々通らない）

後援（D）…NPOが行う事業のうち、その実施が行政目的と合う場合に、「福岡市」の後援名義の使用を認めて、NPOの事業を支援すること。

補助・助成（D）…NPOが行う公益性のある事業に、市が財政的支援を行うこと。

※ 共働事業提案制度では、同じ立場、対等な立場で行っていくということで、共催（C）を目指している。

企画の段階からお互いに意見を出し合い、適切なパートナーシップに取り組むため、NPOと市が「共働協定書」を締結し、双方で「実行委員会」を組織している。

・ 双方が出資者です（双方が実行委員会に支出して事業を実施）

行政側…総事業費の5分の4以内（上限400万円）

NPO側…総事業費の5分の1以上

※ 対象経費は、事業を行うために必要な経費であり、事業と関わりのない団体運営の経費、市職員の人件費等は対象外。

・ 「じっくりと」育てます（応募から事業実施まで）

【共働カフェ】 (1年目：提案募集開始前)

NPO、行政職員、企業、地域団体など、多くの主体に集ってもらい、情報交換や共働の相手を探すなど、多様なパートナーとの出会いの場として開催。

【提案サポートセミナー】 (1年目：提案募集開始前)

共働事業提案制度の概要説明や、実現可能な事業提案にするためのセミナーを開催。

【提案募集開始】 (1年目：4月)

【提案概要書締切】 (1年目：5月)

【提案内容ヒアリング】 (1年目：6月)

【提案団体と市担当課との面談】 (1年目：6月)

【本提案書締切	(1年目:7月)】
【公開プレゼンテーション・審査	(1年目:8月)】
推進委員会での評価を受け、市のほうで採択・不採択を決定。採択されたものについては次年度以降実施。	
【共働事業の実施	(2年目:4月~)】
【中間評価	(2年目:9月)】
【事業報告会・最終評価	(3年目:6月頃)】

- ・ 「対話」を大切にします(課題や目的の共有・共感、サポート体制)
市担当課でNPOの提案事業を実施できないことにならないよう、本提案書提出の前に、市担当課との面談会を実施し、課題や目的を共有しながら共働の可能性を探っている。
また、NPOと市担当課のより良い対話の場を創っていくため、公平・中立な立場で両者をファシリテートする「共働促進アドバイザー」を設置し、必要に応じてサポートを行っている。

○ 具体的な制度内容について

・ 応募資格

福岡市内に事務所がある、1年以上の活動実績がある、10人以上の正会員がいるNPO等となっている。「NPO等」ということで、NPO法人に限らず、ボランティア団体、公益社団法人、公益財団法人、その他一般社団法人も対象としている。また、NPO等の団体と、企業、大学、地域団体等が合同提案することも可能としている。

・ 対象となる共働事業

NPOと市が同じ課題について、別々に取り組むよりも、一緒に取り組むことで市民サービスが向上し、課題解決につながる事業としており、①テーマやジャンルを問わない自由な提案、②市が提示したテーマに基づく提案を対象としている。

・ 実施期間

提案・採択の翌年度の単年度事業というのが原則。ただし、継続の要望があり、その必要性が認められた場合は、最長3年間を限度に継続することが可能となっている。

・ 審査について

審査は提案団体と市担当課が公開の場でプレゼンテーションを行い、学識経験者、報道関係者、企業関係者等で構成する推進委員会の意見を聴取し、最終的には市において審査、選考(採択・不採択)を行っている。

・ 中間評価と事業の継続

実行委員会は、中間期に事業の振り返りを実施。翌年度も継続実施を希望する場合は、推進委員会によるヒアリングを実施し、市において中間評価を行う。継続の必要性が認められた場合は、最長3年間、事業の継続が可能となる。

中間評価においては、共働のプロセス、事業の成果、継続の必要性(中間評価のみ)の視点で評価が行われる。

・ 実施報告と最終評価

共働事業終了後、公開による事業報告会を開催し、取り組んだ事業の成果や共働の成果を報告している。また、事業報告会を踏まえ推進委員会の意見を聴取し、市において最終評価を行い、最終結果は市ホームページで公表している。

最終評価においては、共働のプロセス、事業の成果の視点で評価が行われる。

・ 共働事業終了後の展開

「市が主体的に実施する事業」、「NPOが主体的に実施する事業」、「共働の成果を生かしそれぞれが実施する事業」など、様々な展開がある。

平成 26 年度の共働事業フォローアップ調査により、平成 25 年度までに終了した 21 事業を調査したところ、「行政の自主事業として実施：4 事業」、「行政の委託事業として実施：6 事業」、「NPOの自主事業として実施：14 事業」、「他の実行委員会形式で実施：5 事業」、「受益者の自立等：5 事業」となっており、何らかの形で事業の検討が行われている。（複数回答なので重複あり）

・ 提案のサポート

共働カフェ…始まる前の出会いの場として、市民、NPO、市職員、企業など、立場や年齢を超えて多様な人々が出会い、地域課題や福岡の魅力、まちづくりなどを語り合う機会を創出。

提案サポートセミナー…実現可能性の高い事業提案を生むため、応募を検討しているNPO等を対象としたセミナーを実施。

提案内容ヒアリング…提案内容等について共働促進アドバイザーがヒアリングし、実現に向けたアドバイスを実施。

・ 共働の環境整備

行政課題の掘り起こしの実施…市の既存事業や喫緊の課題等から共働化を検討する対象事業調査を実施。

「NPOと行政の共働マニュアル」の発行…誰もが最適な方法で課題解決に取り組むことができるよう、後援名義、委託、補助等を含む多様な共働の手法について、定義、意義、手続等を整理したマニュアルを作成。

「共働事例集」の作成…共働の成果やノウハウを発信するため、共働のポイントやエピソードを交えた事例集を作成。

共働への理解促進（研修等の実施）…市職員向けとしては、新規採用職員研修、NPO現場体験研修、課長級職員を対象とした共働を理解する研修を行っている。一方、NPO向けとしては、行政を理解するセミナーを実施している。

・ 提案数、採択数、事業実施数の推移

制度開始直後（平成 20 年度から平成 22 年度）は、提案数は多いが採択率は低く、平成 25 年度から平成 27 年度については、提案数、採択率ともに低くなっていた。平成 27 年度に見直しをしてサポート体制を充実したことから、平成 28 年度については提案数 6 件に対し、採択数も 6 件となっている。

	概要 書数	本提 案数	採択 数	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
20 年度	—	36 (23)	7 (7)	7事業 実施	5事業 継続	1事業 継続	—	—	—	—	—	—
21 年度	—	13 (8)	6 (4)		6事業 実施	4事業 継続	3事業 継続	—	—	—	—	—
22 年度	—	25 (15)	6 (6)			6事業 実施	3事業 継続	2事業 継続	—	—	—	—
23 年度	—	12 (0)	1 (0)				1事業 実施	1事業 継続	1事業 継続	—	—	—
24 年度	15 (3)	11 (3)	4 (1)					4事業 実施	2事業 継続	—	—	—
25 年度	15	6 (0)	2 (0)						2事業 実施	2事業 継続	2事業 継続	—
26 年度	13	6 (2)	4 (1)							4事業 実施	3事業 継続	2事業 継続
27 年度	10	5 (0)	1 (0)								1事業 実施	—
28 年度	7	6 (2)	6 (2)									6事業 実施
29 年度	11	—	—									

○ 課題と今後の展望

・ 課題

職員、NPO共に共働事業提案制度の認知度が低い。また、職員へ「共働」の概念やNPOの理解が進んでおらず、「共働」にチャレンジする組織風土が育っていない。また、行政との共働事業を成し得る企画、提案力のあるNPO等が少ない。

・ 今後の展望

平成27年度に見直しを実施し、サポートセミナー、相談体制の充実等を図ったことにより、若干の成果が出ているものと考えており、次回の平成31年度の見直しに向け、行政職員の意識改革や連携のための周知、啓発を引き続き進めていく予定である。

5 質疑応答

Q. 共働促進アドバイザーには具体的にどのような人がなっているのか。

A. NPO法人で、実際に共働事業に関わった経験が豊富な方をお願いしている。

Q. 共働事例集の「子どもとメディアのよい関係づくり事業」において、NPOが国に政策提言を行い、大々的に社会問題として認知されたとあるが、メディアで話題になった等の実績があったのか。

A. メディアで話題になった等の実績はないが、NPOが、第5回子どもとメディア全国フ

オーラムで国へ政策提言を行ったことで、国が子どもとメディアに関する調査を行ったということを大々的に社会問題として認知されたものと捉えている。

Q. 共働事例集の「地域ねこ守り隊事業」において、猫の不妊治療をしているが、不妊治療実施による成果はどのように捉えているのか。

A. 担当課では殺処分ゼロを目指して取り組んでおり、この取り組みにより、猫が増えることが抑制され、殺処分の件数が減ったと聞いている。

Q. NPO法人の登録数はどの程度あるのか。

A. 認証法人で 650 ほどある。

Q. 共働事業提案制度の利用は、回数制限があるのか。

A. 回数に制限はなく、同じNPOであっても、別の事業として提案するのであれば実施することは可能となっている。

Q. 経費の負担割合において、市の負担の上限が 400 万円となっているが、各事業の総事業費はどの程度となっているのか。

A. 総事業費を高く設定するとNPOの負担割合も大きくなるため、上限ぎりぎりまで使う事例は少ない。

平成 26 年度に採択された 4 事業でみると、①総事業費 500 万円（市：400 万円、NPO：100 万円）、②総事業費 300 万円（市：240 万円、NPO：60 万円）、③総事業費 370 万円（市：300 万円、NPO：70 万円）、④総事業費 160 万円（市：125 万円、NPO：35 万円）と事業によってばらつきがある。

Q. 共働事業終了後、行政の委託事業として実施しているものがいくつかあるが、共働事業とせずに最初から委託事業として実施できるものはなかったのか。

A. 行政として、課題、仕様、予算など、事業化するところまで至っていない中、NPOから提案のあった共働事業で様々な調査を実施することで、事業として定着しそうな段階に至ったものと考えている。

6 所感

この制度の特徴は、通常「協働」の文字が使われるところを、市とNPOがお互いに知恵も力もお金も出し合って、対等な立場で共に働くという意味合いで「共働」という言葉を使っていること。そして、NPOと市担当課の対話を大切にしていることである。

当市においても、平成 17 年 4 月より「協働のまちづくり基本条例」が施行され、市民と行政のパートナーシップに基づくまちづくりが推進されており、福岡市のNPO650 件には追いつかずとも、ふれあいセンターわいぐに登録されているNPO法人数も約 200 件（平成 28 年度）となっており、協働のまちづくり活動も「元気なはちのへづくり」事業として、市民奨励金も交付されているが、NPO活動を行政に生かし、市民サービスや地域課題に効果的、効率的に、まだ十分には活用されていない現況であると考えられる。

そこで、福岡市の共働事業提案制度を視察したいと願った所以である。

制度創設経過、概要、内容については、報告のとおりであるが、共働事業を成功させるためには、「対等な立場」で、双方が「出資者」で、応募から事業実施まで「じっくりと」育

て、そして何より「対話」を大切にするとのことである。

特に、NPOと市担当課のより良い対話づくりのために、両者をファシリテートする「共働促進アドバイザー」を設置し、サポート体制をきっちりすることが重要であり、提案提出の前に、市担当課と提案者が課題や目的を共有しながら可能性を探っていくという手法が大切であることを学んだ。

当市においても、市民活動ハンドブックに登録している活動団体は、保健、医療又は福祉増進を図る 67 活動団体を筆頭に 20 分野あるので、これらの組織と連携を取り合い、地域課題の解決や市民福祉の向上につなげていけば、行政としては業務の効率化も図れることとなり、より高い市民サービスも提供できることとなる。

また、活動団体にとっても、行政と取り組むことによって組織の基盤強化が図られ、活動内容がより充実させられるものとなることを再確認させられた有意義な視察であった。